

電力専門委員会における検討内容等について（案）

1. 検討の必要性

（1）電力部門における温室効果ガスの削減の必要性

昨年 12 月、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、2℃目標を掲げるパリ協定が採択された。我が国はこれを受けて本年 5 月、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比 26%削減することを目標とし、さらに 2050 年には 80%の削減を目指す地球温暖化対策計画を閣議決定した。2014（平成 26）年度における我が国の二酸化炭素排出量のうち、電力部門からの排出量（電気熱配分前の直接排出量）は、全体の約 4 割を占めている。電力は、あらゆる場面においてエネルギーとして使用され、間接的な二酸化炭素排出をもたらす、各排出部門における削減対策の実施にも大きな影響を及ぼすものであり、電力部門における着実な低炭素化、さらには脱炭素化を推進することは、極めて重要な取組である。

2030 年度の削減目標の達成のためには、平成 27 年 7 月に電気事業連合会加盟 10 社、電源開発（株）、日本原子力発電（株）及び特定規模電気事業者（新電力）有志 23 社が策定した「電気事業における低炭素社会実行計画」に掲げられた 2030 年度の排出係数の目標 0.37kg-CO₂/kWh 程度を達成することが前提となっている。同計画の排出係数に係る目標の達成に向けた取組を促進する観点から、国及び独立行政法人等が、より低炭素な電気を率先して購入していくことが効果的であり、政府実行計画においては、2030 年度の温室効果ガス排出量を政府全体で 40%削減することを目標として掲げるとともに、「第四の 2 の(4)小売電気事業者との契約」において「**庁舎の使用電力購入に際して、環境配慮契約法の基本方針に則り、温室効果ガス排出係数の低い小売電気事業者の選択を図る**」こととされているところである¹。このため、環境配慮契約による低炭素な電気の購入のための方策、今後の環境配慮契約の方向性に関する検討が必要である。

（2）電力小売全面自由化に伴う影響

本年 4 月から開始された電力小売全面自由化に伴い、これまで規制対象となっていた契約電力 50kW 未満の低圧区分についても、小売電気事業者を自由に選択することが可能となった。また、小売電気事業者は登録制となり、従前の一般電気事業者や特定規模電気事業者に加えて、多くの事業者が登録を行っている状況にある（平成 28

¹ 環境配慮契約法第 5 条第 3 項において、「政府実行計画の実施の効果的な推進に資するようにすることと規定されている。

年7月4日現在313事業者)。

環境配慮契約法に基づく基本方針解説資料においては、電力の契約に関する契約方式の基本的な考え方として、「公正な競争の確保の観点も踏まえ、裾切りの設定に当たっては原則複数の電気事業者の参入が可能であることを確保」すること、「当該地域の実情を勘案しつつ、安定供給の確保の観点等も踏まえ、地域ごとに裾切りを設定」することとされている。

このため、電力小売全面自由化に伴う電気の供給を受ける契約に係る裾切り方式の具体的運用方法等についての検討が必要と考えられる。

2. 検討の方法

(1) 専門委員会の設置

検討に当たっては、7月6日に開催された第1回環境配慮契約法基本方針検討会(以下「検討会」という。)において了承されたとおり、検討会の下に、電気の供給を受ける契約に係る学識経験者、関連団体・事業者等が参画する「電力専門委員会」(資料2参照)を設置し、基本方針及び基本方針解説資料の追加・見直し、課題解決方策等に関する検討を実施する。

(2) 専門委員会のスケジュール等

本専門委員会は、10月下旬頃に開催予定の第2回検討会までに3回開催することとし、本専門委員会における検討結果を取りまとめ、第2回検討会に報告する。各回のスケジュール及び検討事項の案は、下記のとおりである。

なお、本年度の検討において課題として残された項目等については、必要に応じ、来年度以降も継続的な検討を実施するものとする。

● 第1回専門委員会(平成28年7月12日)

- 環境配慮契約法及び基本方針の概要について
- 電力専門委員会における検討内容等について
- 検討スケジュールについて

● 第2回専門委員会(平成28年8月25日)

- 電気の供給を受ける契約の基本的事項等の改定素案について
- 検討スケジュールについて

● 第3回専門委員会(平成28年10月17日)

- 電気の供給を受ける契約に係る基本方針及び解説資料の改定案について
- 電力専門委員会の取りまとめ結果について
- 検討スケジュールについて

3. 検討の内容

(1) 契約電力 50kW 未満の施設等における環境配慮契約の具体的な運用のあり方に関する検討

電力小売全面自由化に伴い、契約電力 50kW 未満の国及び独立行政法人等の機関の施設における環境配慮契約の運用のあり方について検討を行う。検討に当たっては、国及び独立行政法人等の契約電力 50kW 未満の施設の状況等について把握するとともに、小売電気事業者の国及び独立行政法人等の機関を対象とした電力供給の参入意向等について調査し、実態に即した環境配慮契約の運用方法等について検討する。

(2) 電力の小売全面自由化を踏まえた裾切り設定の考え方に係る検討

電力小売全面自由化に伴い、小売電気事業者は全需要家に自由に電気を供給可能となったことを受け、公正な競争の確保（原則、複数事業者の参入）の観点を踏まえつつ、地域の実情を勘案した従来の「供給区域」を前提とした裾切り方式の運用の考え方について、整理・検討、及び必要な見直しを行う。検討に当たっては、小売電気事業者の参入状況や今後の参入意向等を踏まえた検討を行う。

- 原則複数の事業者の参入が可能な裾切り基準とすることに関する検討
- 地域ごとに裾切りを設定することの妥当性に関する検討

なお、本年度実施した提案募集において提出された意見についても、本専門委員会において検討を行う（[参考資料3](#)参照）。

(3) 小売電気事業者の評価方法、裾切り要件の妥当性に係る検討

今後とも小売電気事業者の市場への参入増加が見込まれることから、公正な競争及び安定供給の確保を前提に、国及び独立行政法人等の機関が経済性に留意しつつ、より二酸化炭素排出係数の低い電気事業者と契約を締結するため、入札参加資格を付与する要件や評価方法（安定供給の観点、裾切り要素（必須項目、加点項目）、裾切り基準等を含む）について整理・検討、及び必要な見直しを行うとともに、再生可能エネルギーにより発電された電気の取扱等について、検討を行う。

また、基本方針解説資料では、「裾切り方式のオプションとして、グリーン電力証書の購入者への譲渡予定量、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の実施の有無を評価して加点することができる」こととされている。今般の電力小売全面自由化等を受けて、加点項目化が望ましい追加的な事項がないか検討を行う。

- より低炭素な電気の購入のための裾切り要件の検討
- 再生可能エネルギーにより発電された電気の取扱等に係る検討
- 「電力の小売営業に関する指針²」に示された「望ましい行為」の加点項目としての取扱いの検討

² 経済産業省（平成 28 年 1 月）

4. 電力専門委員会における検討のための調査の内容

(1) 小売電気事業者に対する調査

供給側の小売電気事業者を対象として、国及び独立行政法人等、特に契約電力 50kW 未満の低圧区分への供給参入意向、参入する場合の要件、供給予定地域、供給可能電力量、電源構成等に関する調査を実施する。調査対象とする小売電気事業者は、これまでの供給実績等を勘案し、旧一般電気事業者 10 社及び他の小売電気事業者のうち販売電力量の上位 40～50 社程度を想定している。

なお、平成 27 年度における電気事業者の販売電力量については、**参考資料 1**のとおりであり、旧一般電気事業者 10 社及び他の小売電気事業者のうち販売電力量の上位 30 社で電力小売自由化部門（特定規模需要）の販売電力量の 99.7%を、同上位 40 社で 99.8%を占めることから、上記を調査対象事業者として設定するものである。また、平成 28 年 7 月 4 日現在の登録小売電気事業者の供給予定地域についての公表状況は **参考資料 2**のとおりである。

(2) 環境配慮契約の取組状況の集計・分析

国及び独立行政法人等における平成 27 年度の環境配慮契約の締結実績等については現在集計を行っている。電力の供給を受ける契約について、環境配慮契約法への取組状況の整理を行うとともに、分析結果等を取りまとめ、第 2 回専門委員会において報告する。